

特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設

「わたしの家 府中」

《重要事項説明書》

[令和7年11月1日 現在]

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-360-8655（午前9時～午後5時まで）

担当 生活相談員

* ご不明な点がありましたら、お気軽におたずねください。

2. 地域密着型介護老人福祉施設「わたしの家 府中」の概要

(1) 運営法人・提供できるサービス

法人名	社会福祉法人太陽会
代表者氏名	理事長 北守 正子
法人所在地	東京都足立区鹿浜五丁目28番地18
事業所名	地域密着型介護老人福祉施設 わたしの家 府中
事業所所在地	東京都府中市南町六丁目60番地3
電話番号	042-360-8655
開設日	平成25年12月1日 開設
介護保険指定番号	地域密着型介護老人福祉施設（東京都 1393800147号）

(2) 「わたしの家 府中」の運営の方針

「わたしの家 府中」は、入居者お一人おひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の必要な介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の看護を行うことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながら、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。

(3) 同施設の設備の概要

定員	25名	[共同生活室] 1丁目・2丁目各々に設置されており、居間、食堂、娯楽室を兼ねています。 (入居者間で工夫してご使用ください。)
居室	3階 (にじの郷 1丁) [多床室] 4人部屋が3室。室内は各人用に区切られています。	

〔全室南側に面しており、4人室内にトイレ・洗面所があります。〕	目)	全室個室 (1室 9.03 m ²)	〔浴室〕 1丁目・2丁目各々に一般浴槽があります。チェア浴・ストレッチャー浴も完備しています。 〔トイレ〕 1丁目・2丁目各々に車椅子対応のトイレがあります。
	3階 (にじの郷 2丁目)	〔多床室〕 4人部屋が3室。室内は各人用に区切られています。 全室個室 (1室 9.03 m ²)	
		〔従来型個室〕 1人部屋が1室。(17.08 m ²) 居室内にトイレ・洗面所があります。	

(4) 職員体制

施設長(管理者)	1名 (常勤・兼務)
医師	1名以上 (非常勤・兼務)
事務長	1名 (常勤・兼務)
介護支援専門員	1名以上 (生活相談員兼務)
生活相談員	1名以上 (介護支援専門員兼務)
機能訓練指導員	1名以上 (常勤・兼務)
管理栄養士または栄養士	1名以上 (常勤・兼務)
介護職員	9名以上 [常勤換算]
看護職員	3名以上 [常勤換算・兼務]
事務職員	1名以上 (常勤・兼務)

*その他委託業務 : 調理業務、日常清掃、消防設備点検

*人員配置

日中・・・ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置する。

夜間・・・2ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置する。

3. サービス内容

① 施設サービス計画の作成

お一人おひとりの入居者について、生活上かかえている課題を確認し、入居者の意向を踏まえた上で施設サービス計画を作成します。

② 食事

朝食 8:00～10:00 昼食 12:00～14:00 おやつ 15:00～ 夕食 18:00～20:00

*お一人おひとりの生活リズムにあわせてお召し上がりください。

③ 入浴

原則として週2回となります。発熱等で体調の悪いときは清拭等させていただきます。

④ 介護

施設サービス計画に沿って、必要な介護を提供いたします。〔食事介助、入浴介助、排泄介助、口腔ケア、移動・移乗介助、着替え介助、シーツ交換、その他必要な介助〕

⑤ 機能訓練

ご要望に応じて機能訓練を行います。

⑥ レクリエーション

ご自身がなされたいことを職員にお申し付けください。散歩や趣味活動など、可能な限り個別に支援させていただきます。

⑦ 健康管理

年2回の健康診断を行います。また必要に応じて、内科医、精神科医、歯科医等の診察や、看護師による医療的ケア、健康管理の援助を受けることができます。

⑧ 生活相談

施設での日常生活上のさまざまな相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスの紹介、行政手続きの代行事務等について可能な支援をいたします。

⑨ 理美容サービス

月1～2回、近隣の理・美容師が来訪します。(料金は施設利用料と併せて引き落とすことも可能です。)

4. 当施設のサービスの特徴等

(1) 施設利用に当たっての留意事項

① 外出、外泊

外出、外泊の際は、原則ご家族の付き添いをお願いいたします。「届出書」にご記入の上、職員に提出ください。

② 食事のキャンセル

前日の午前10時までに「食事中止」の申し出があった場合は食事代を請求しません。それ以後の申し出の場合は、実費をご負担いただきます。

③ 喫煙

健康に留意され、定められた場所で行ってください。ライター等は施設でお預かりさせていただきます。

④ 飲酒

健康に支障なく、他の入居者の迷惑にならない範囲で行ってください。また、他の入居者にすすめる事もお控えください。

⑤ 居室のテレビ、電話

共同生活室には皆様共有のテレビがあります。また、外部からの電話をお取り次ぎすることは

できます。各居室には、電話線引き込み用の空配線とテレビアンテナが引いてあります。各人の契約により、テレビ、電話、インターネット等ご利用ください。

5. 利用料金

利用料金は契約書別紙に記載のとおりです。

6. 退所の手続き

(1) 契約者から退去の申し出をいただく場合

① 入居者のご都合で退去される場合

契約は理由を問わずお申し出により解除が可能です。ただしこの場合は退所を希望する日の30日前までに「解約届」をご提出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 他の介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合。
※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
- ・ 入居者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合。

(2) 事業者からの申し出により退去いただく場合

- ・ 契約者とその心身の状況等や病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ・ 入居者が、サービス利用料金の支払を60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
- ・ 入居者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 入居者が病院または診療所に入院し、明らかに90日以内に退院できる見込がない場合。または入院後90日を経過しても退院できないことが明らかになった場合。事前にご相談のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、配置医師、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の責任により、ご入居者に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

8. 秘密保持(個人情報使用同意)

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護指針において定められた内容を遵守し施設サービス利用に係る情報提供同意書において同意をいただき使用いたします。

9. 非常災害対策

「わたしの家 府中」では、災害、非常時に備えて消火設備、非常放送設備等、必要な設備を設けるとともに、具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び入居者が参加する訓練を定期的実施しております。特にハザードマップで高リスクとなっている「多摩川氾濫」への対応には力を入れ、避難訓練に取り組んでいます。

10. 身体拘束等の適正化の取組み

「わたしの家 府中」では、自傷他害など入居者ご本人や他入居者の生命等を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。上記のような状況が発生した場合においても、その「切迫性」「非代替性」「一時性」をしっかりと確認します。そのため「身体的拘束等適正化検討委員会」を設け、施設内で行われているケアについて検証しています。

11. 虐待防止の取組み

「わたしの家 府中」では施設内虐待を防止するため、虐待防止対策委員会を設け施設内で行われているケアを検証するとともに、虐待防止のための職員向け研修を実施しています。

12. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
第 1 位	氏名	
	住所	
	続柄	
	電話番号	
	携帯電話番号	
第 2 位	氏名	
	住所	
	続柄	
	電話番号	
	携帯電話番号	
第 3 位	氏名	
	住所	
	続柄	
	電話番号	
	携帯電話番号	

13. サービス内容に関するご意見・苦情の受付について

① 施設の「受付」に“ご意見箱”を設置しています。お気づきのこと等をお気軽にお入れください。

② 苦情解決の仕組み

受付窓口 生活相談員 電話 042-360-8655

受付時間 9:00～17:00 日曜・祝日・年末年始を除く

苦情受付担当者 高石透(事務長)

苦情解決責任者 遠藤紀子(施設長)

※施設では、苦情解決の第三者委員を委嘱しています。苦情受付担当者が受けつけた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告されます。寄せられた苦情に対して、施設長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて取り組みます。話し合いの際に第三者委員の立会いを求めることもできます。

③ 当施設以外の相談・苦情窓口

【府中市役所福祉保健部 介護保険課】

東京都府中市宮西町 2-24

電話 042-335-4030

【東京都国民健康保険団体連合会】

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階

電話 03-6238-0177

【東京都福祉保健局 高齢者施策推進部介護保険課】

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5320-4597

14. 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

(禁止行為)

① 職員に対する身体的暴力

コップを投げる、蹴る、唾を吐く等身体的な力を使って危害を及ぼす行為

② 職員に対する精神的暴力

怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等、人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、入浴介助中あからさまに性的な話をする等、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為

15. 福祉サービス第三者評価受審 なし

16. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 太陽会
代表者役職・氏名	理事長 北 守 正 子
本部所在地	東京都足立区鹿浜 5-28-18
電話番号	03-3853-7085

事業

<保育事業>

太陽保育園	東京都足立区鹿浜 5-28-18
新田おひさま保育園	東京都足立区新田 3-14-3
千住保育園	東京都足立区千住元町 16-9
興本保育園	東京都足立区扇 3-24-14
北千住太陽保育園	東京都足立区日ノ出 19-3

<介護保険事業>

特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
東京都府中市南町 6-60-3

- ① ユニット型介護老人福祉施設 52 床
- ② 併設型ユニット型短期入所生活介護 13 床
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設 従来型多床室 24 床、従来型個室 1 床

確 認 書

年 月 日

特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」への入居にあたり、入居者に対して契約書および本重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

法人名 社会福祉法人 太陽会

代表者名 理事長 北 守 正 子

事業所名 特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設
「わたしの家 府中」

所在地 東京都府中市南町六丁目60番地3

説明者 所属 自立生活支援部

氏名

印

私は、契約書および本重要事項説明書により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入居者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(入居者本人との関係)

上記の確認を証するため、本書2通を作成し、入居者、施設が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。